

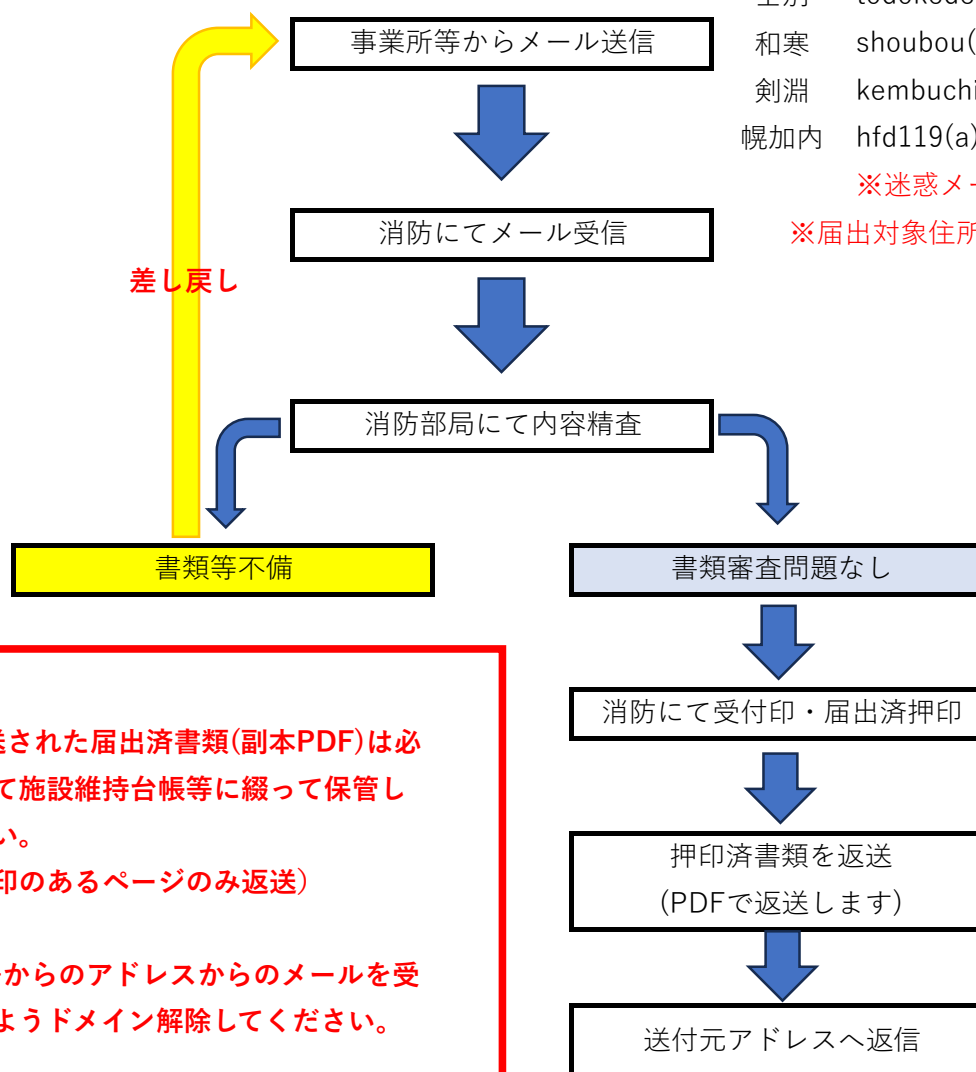
メール届出（電子申請）にかかる処理フロー

※メール届出受付については、該当日の7日前までを受付可とし、7日未満は窓口のみでの受付に限定となります

士別	todokede(a)shibetsu119.com
和寒	shoubou(a)town.wassamu.lg.jp
剣淵	kembuchi119-sinsei(a)town.kembuchi.hokkaido.jp
幌加内	hfd119(a)town.horokanai.hokkaido.jp

※迷惑メール防止のため@は(a)と表記しています

※届出対象住所を管轄する署または支署に送付してください



※1. 返送された届出済書類(副本PDF)は必要に応じて施設維持台帳等に綴って保管してください。

(届出済印のあるページのみ返送)

※2. 各署からのアドレスからのメールを受信できるようドメイン解除してください。

下記の様式については副本返却はありません

- 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生する恐れのある行為の届出書
- 煙火打上げ・仕掛け届出書
- 露店等の開設届出書
- 道路工事届出書